

加入者の皆様へ



私たちの 企業年金基金



はじめに

日産連合企業年金基金は、
老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金の給付を通じて、
加入者やその家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、
確定給付企業年金法に基づき厚生労働省の認可を受けて
設立した法人です。

この冊子では、そのしくみについて説明しています。
皆様の退職後の生活設計に関わる事項となりますので、
ご理解を深めていただきますよう、よろしくお願いいたします。



日産連合企業年金基金

ホームページ <http://www.nrkikin.jp/>

最新情報は
こちらから

当基金の 加入者



1 基金の加入者

日産自動車グループの連結会社で、当基金に加入している会社(事業所)の就業規則等に規定する社員、従業員(従業者)の方々が加入者となります。

2 加入者となる日

加入事業所に使用された日(従業者となった日)に加入者の資格を取得します。
なお、当基金加入前に事業所に入社していた方は、原則として入社日に遡って加入資格を取得します。

3 加入者でなくなる日

加入者が次のいずれかに該当した日の翌日に資格を喪失します。

- ・加入事業所に使用されなくなったとき
- ・従業者が使用される事業所が、加入事業所でなくなったとき
- ・従業者でなくなったとき
- ・60歳に達した日の翌日(誕生日)の属する月の末日
- ・亡くなったとき

4 加入した期間

「加入者となった日の属する月」から、「加入者でなくなった日の属する月の前月」までの期間です。
(当基金加入前に事業所に入社していた方は、原則としてその在籍期間も含まれます)

当基金の 掛金と資産運用

- 日産連合企業年金基金では、給付のための年金掛金と事業運営に要する事務費掛金は、**全額事業主が負担**しています。
- 年金掛金には、将来の加入期間に見合う掛金(標準掛金)と過去勤務債務(不足金)償却のための掛金(特別掛金)の2種類があります。
- 基金の掛金は、年金資産として運用されます。基金では、安全かつ効率的な資産運用を心がけて、日産自動車(株)の設定した日産グループ運用ファンド(運用機関、運用商品)を使用して運用しています。

当基金の 給付

1 給付の種類

日産連合企業年金基金では、次の3種類の給付を行っています。詳細な説明は、次ページ以降を参考にしてください。

老齢給付金

脱退一時金

遺族給付金

2 給付額の算定

基金からの給付額を算定するときには、基準給与を用います。基準給与は、基礎賃金の月額を累計した額です。基礎賃金は、毎年7月1日(または加入者になった日)現在における加入者の、賃金規則等に規定する基準内賃金です。

・第3標準年金がある一部の事業所は、上記のほか第3標準年金に加算額Aを用います。

3 給付の裁定

基金の給付を受ける資格ができて、そのまま年金や一時金を受けることはできません。ご自身で請求手続きをする必要があります。これを「裁定請求」といいます。「裁定請求書」を提出しますと、基金で審査し、年金・一時金を受ける資格が確認されると「裁定通知書」が送られ、年金・一時金が支給されます。

なお、基金とは別に、国の年金も裁定請求が必要です。

4 支払い方法

- 一時金は原則として退職時に支払われます。(請求手続き終了後、2ヵ月以内に支払い)
- 年金は60歳から支給開始となります。

老齡給付金

1 支給要件(年金受給権の取得)

基金の加入者または加入者だった方が、次のいずれかに該当したとき、老齡給付金が支給されます。

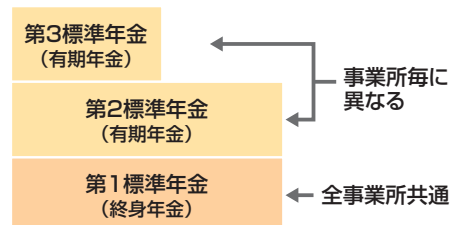
- ①加入者期間15年以上の方が60歳に達したとき
- ②加入者期間1年以上かつ55歳以上で加入者の資格を喪失した方が60歳に達したとき

2 年金の種類

第1標準年金は、終身支給される年金で、60歳から80歳までの20年間は保証期間です。

第2標準年金は支給期間を5年、10年、15年から選択できる有期年金で、選択した期間が保証期間です。

第3標準年金がある事業所は、支給期間と保証期間は第2標準年金と同じです。



3 年金額

年金額は、第1標準年金、第2標準年金の合計額です。

$$\text{第1標準年金額} = \left(\text{加入期間中の基礎賃金累計額} \times 0.018 \times \text{加入者期間別給付乗率} + \text{利息累計額}^{※1} \right) \div \text{指標利率に応じた年金現価率}^{※2}$$

$$\text{第2標準年金額} = \left(\text{加入期間中の基礎賃金累計額} \times 0.012 \times \text{加入者期間別給付乗率} + \text{利息累計額}^{※1} \right) \div \text{指標利率に応じた年金現価率}^{※2}$$

・第3標準年金額につきましては事業所により異なりますので、事業所担当者または当基金ホームページにてご確認ください。

※1 資格喪失～支給開始までの指標利率による利息累計額

※2 指標利率は変動します

4 年金に代えて支給する一時金

●支給要件

次のいずれかに該当したとき、年金に代えて一時金としても受けることができます。

- ①老齡給付金の裁定を受けるとき
- ②老齡給付金を受け始めて5年を経過した日から※保証期間を経過する日までに希望したとき

※ 特別な事情(災害等)に該当したときは、5年以内でも受けることができます(証明書類の提出が必要)

$$\text{第1標準年金の一時金額} = \text{第1標準年金額} \times \text{残余保証期間別乗率}$$

$$\text{第2標準年金の一時金額} = \text{第2標準年金額} \times \text{残余保証期間別乗率}$$

・第3標準年金の一時金額につきましては事業所により異なりますので、事業所担当者または当基金ホームページにてご確認ください。

5 受給権の消滅

次のいずれかに該当したときは、老齡給付金の受給権がなくなり、支給が終了となります。

- ・受給権者が亡くなったとき
- ・老齡給付金の全部を一時金として受けたとき



脱退一時金

1 支給要件

基金の加入者が次のいずれかに該当したとき、脱退一時金が支給されます。
ただし、いずれも加入者が亡くなって資格を喪失した場合を除きます。

- ①加入者期間1年以上(55歳未満の自己都合退職の場合3年以上)15年未満の方が、加入者の資格を喪失したとき
- ②加入者期間15年以上の方が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき
- ③加入者期間1年以上の方が、55歳以上で加入者の資格を喪失したとき

・②または③に該当した脱退一時金の受給権者は、60歳に達するまでの間、脱退一時金の繰下げを申し出ることができます。

2 脱退一時金額

脱退一時金額は第1、第2脱退一時金の合計額です。

上記支給要件①の方は、当基金からは一時金でしか支給できませんが、他の制度※に一時金相当額を移して、他の制度から将来年金として受け取ることができます。(ポータビリティ制度)

※ 他の制度：再就職先の企業年金、企業年金連合会、国民年金基金連合会

$$\text{第1脱退一時金額} = \text{加入期間中の基礎賃金累計} \times 0.018 \times \text{加入者期間別給付乗率}$$

$$\text{第2脱退一時金額} = \text{加入期間中の基礎賃金累計} \times 0.012 \times \text{加入者期間別給付乗率}$$

・第3脱退一時金額につきましては事業所により異なりますので、事業所担当者または当基金ホームページにてご確認ください。

3 受給権の消滅

次のいずれかに該当したときは、脱退一時金の受給権がなくなります。

- ・脱退一時金の全部を受けたとき
- ・脱退一時金の受給権者が亡くなったとき
- ・脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき



遺族給付金

1 支給要件及び一時金額

基金の加入者または加入者だった方が次のいずれかに該当したとき、その遺族に遺族給付金が一時的に支給されます。

- ①加入者期間が1年以上の加入者が亡くなったとき

脱退一時金と同じ計算式で計算された金額が支給されます。

- ②脱退一時金の支給要件②または③の受給権者で、脱退一時金の繰下げを申し出ている方が亡くなったとき

$$\text{一時金額} = \text{脱退一時金額} + \text{利息累計額(資格喪失～死亡時まで)}$$

- ③老齢給付金の受給者が年金の支給開始後、保証期間内に亡くなったとき

$$\text{一時金額} = \text{第1標準年金額} \times \text{残余保証期間別乗率} + \text{第2標準年金額} \times \text{残余保証期間別乗率}$$

・第3標準年金額につきましては事業所により異なりますので、事業所担当者または当基金ホームページにてご確認ください。

2 遺族の範囲と順位

遺族給付金を受けることができる遺族は下記のとおりで、支給される順位も番号の順です。

なお、同順位の方が2名以上いる場合、その中の請求者1名に支給します。

- ①配偶者
- ②子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③亡くなった方の死亡当時に、主として亡くなった方の収入によって生計を維持されていたその他の親族